

第2回野生動物対策検討委員会の会議概要 (職域総合部会個別委員会)

I 日時 平成20年9月9日(火) 13:30~16:30

II 場所 日本獣医師会会議室

III 出席者

【委員】

浅野 玄	岐阜大学応用生物科学部准教授
坂庭 浩之	群馬県環境森林局自然環境課主幹
須藤 明子	株式会社イーグレット・オフィス専務取締役
高島 一昭	鳥取県動物臨床医学研究所長
長嶺 隆	ながみね動物クリニック院長(沖縄県獣医師会)
羽山 伸一	日本獣医生命科学大学獣医学部准教授
本郷 健雄	北海道環境生活部環境局自然環境課主査
森光 由樹	兵庫県立大学森林動物研究センター専任講師
渡辺有希子	環境省釧路湿原野生生物保護センター

(欠席委員)

溝口 俊夫 福島県野生動物対策専門員

【環境省】 澤 邦之 自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室狩猟係長

【厚生労働省】 梅田 浩史 健康局結核感染症課課長補佐

【本会】 山根 義久(会長)、大森 伸男(専務理事・職域総合部会長)、ほか

IV 議 事

- 1 第1回野生動物対策検討委員会の検討結果
- 2 野生動物対策の現場における共通感染症対策
- 3 野生動物に係る獣医師の就業実態等の調査結果
- 4 委員会報告のとりまとめに向けた検討

V 会議概要

大森専務理事から、「ご多忙の中ご参集いただき感謝する。前回の検討結果を踏まえ、委員長、副委員長の尽力のもと議論の論点整理を行った。その結果を取りまとめ、本日の会議資料としているが、今後の取りまとめに向けて方向性を決定していただけるよう協力をお願いしたい。また、本日の会議には、常日頃から指導いただいている環境省に加え、厚生労働省から健康局結核感染症課梅田課長補佐にお越しいただいている。本日お越しいただいた経緯は、北海道や東北での鳥インフルエンザ発生事例を受け、野生動物対策の現場で共通感染症への対応が避けて通れない状況になりつつある中、厚生労働省としても獣医師会と対応等に関する情報交換のうえ対策にあたりたいとの話があり、本会の部会委員会の中で野生動物対策を検討する本委員会に出席いただき、意見交換を行うのも有益ではないかとの提案をさせていただいた。後ほど意見交換を行っていただくが、委員各位のご協力をお願いしたい。」旨の挨拶があった後、委員会出席者が紹介された。

1 第1回野生動物対策検討委員会の検討結果

羽山委員長から、資料に基づき前回の検討結果が示され、本日の会議への流れが示された。

- (1) 前回、フリートーキングの形で頂いた委員各位の意見については、内容を整理し、論点を取りまとめているので後ほどご検討いただきたい。
- (2) 検討にあたって実態の把握が必要とされた点については、獣医師会、環境省の双方で関連調査を行った。これについても後ほど説明を行う。

2 野生動物対策の現場における共通感染症対策

- (1) 厚生労働省 梅田課長補佐から、本日の機会を設けられたことに対するお礼が述べられた後、資料に基づき、野生動物からの共通感染症予防について、最近の鳥インフルエンザ発生事例を紹介しながら厚生労働省の考え方が説明された。
 - ア 4月の秋田県での発生事例を受け、高病原性鳥インフルエンザであることが確認された後、速やかに注意喚起を行うとともに、発生時の対応について全国自治体に周知、周辺自治体への相談窓口の設置、関係鳥類への接触者に対する健康観察の実施等を行った。
 - イ 4月から5月にかけての秋田県、北海道での発生を受け、与党内等でも検討が行われた。その結果、特に子供に対する感染防止の注意喚起を行い、関係部署との連携を求めた。
 - ウ 平成18年12月27日付け課長通知「国内の鳥類における鳥インフルエンザ（H5N1）発生時の調査等について」について、今般の発生を受け一部改正し、再度各自治体関係部局に周知したところである。
 - (ア) 野鳥からの感染予防について、①死亡野鳥に直接接触しない、②もし触れた場合にはうがいと手洗いを励行する、③異常が認められた場合は速やかに医療機関を受診し、死亡野鳥との接触機会があったことを医師に伝える、等について依頼した。
 - (イ) 発生時の調査については、直接接触者に対してPPE（個人感染防護具）の着用

状況に応じて適切な健康調査及び抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等が行われるよう求めた。

- (ウ) 現場での情報収集の中で、感染リスクについて情報伝達が十分ではなかったこと等、課題が浮き彫りになった。北海道の事例では、収容された白鳥を剖検する際に、担当した獣医師が、個体がH5N1を保有している可能性を十分認識していなかったことなどが一部マスコミに取り上げられるなど、今後の対応への教訓となった。
- エ 最近、ある大学で野生動物を剖検した際に関係者が野兔病に感染した事例があり、他の大学や現場における獣医師の感染防御の実態について関心を持っている。今年に入り、このほかにもリケッチア感染症の発生等、共通感染症の話題が続いているが、今後、必要な対策があれば検討していきたい。
- オ 野生動物については、共通感染症の保有実態等、実態が分からない点が多い。また、人の医療分野では共通感染症は希少感染症として扱われ、十分に顧みられることが少ないという現状もある。医療機関で必ずしも適切な治療が行われなかったのではないかと思われる事例もある。関係者が共通感染症に対する理解を深めることが大切である。これらの実態解明と情報の普及・対応等については獣医師によるところが大きく、今後とも十分に連携しつつ協力と情報の提供をお願いしたい。

(2) 環境省 澤狩猟係長から、資料「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル（概要）」について説明された。

ア 今年に入ってから鳥インフルエンザの発生等を受けて、国会等でも野鳥で鳥インフルエンザが発生した場合の対応マニュアルの作成が求められている。都道府県の鳥獣行政担当者を対象とした対応技術マニュアルの作成を進めているところである。

イ 本日は概要を持参したが、詳細なものについては現在各都道府県の意見を伺いながら作っているところである。野鳥の異常が認められた場合に、環境省と各都道府県が連携して検査等対応していくことを盛り込んでいる。

(3) 本会大森専務理事から、平成20年8月29日付け20日獣発第130号「防疫業務従事獣医師等の新型インフルエンザ・鳥インフルエンザ感染予防対策について」について説明された。

ア 獣医師は家畜防疫業務の中で鳥インフルエンザの防疫業務に従事している。また、感染症法においても獣医師に届け出義務が課せられている。野生動物保護対策に従事している獣医師も自らの感染予防が必要である。

イ 新型インフルエンザのヒト・ヒト感染の対策については、政府により新型インフルエンザ対策行動計画が策定されており、ワクチン等の対策も含め、総合的に対策が進められている。

ウ トリ・ヒト感染予防対策については先の厚生労働省からの説明のとおりである。

エ 獣医師会としては、獣医師の役割を明確に位置付けたうえで、国として特にリスクの高い感染症について対策を進めるべきではないかという考え方のもと、防疫業務従事獣医師等については、改めて感染のハイリスク者としての社会機能維持者として位置づけ、その業務の危険度に応じプレパネミックワクチン及びパネミックワクチ

ンの優先接種を含む、感染予防措置の徹底について、一層の配慮と地方自治体等関係者に対する指導について厚生労働省健康局長あてに要請した。

(4) これまでの説明に対し、委員から意見が述べられた。

ア 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル(概要)」に係り、鳥をはじめとする傷病鳥獣を一般市民が発見した場合、近隣の動物診療施設に搬入されるケースが多い。全国各地で、野生動物対策に開業獣医師が協力している事例も多い。ある県において、動物診療施設に持ち込まれた野鳥から鳥インフルエンザが発生した場合についての対応を県の担当部局に確認したところ、①施設の閉鎖、②施設の周囲30kmの封鎖(移動の制限)、③施設に対する消毒作業の実施、が行われるとの回答であった。実際にこれが実施されれば、動物診療施設の経営にとって計り知れない影響が懸念される。この件においては、県の担当部局との話し合いの結果、疑わしい野鳥は県の施設(家畜保健衛生所等)にまず持ち込み、検査の結果陰性と判定された場合に継続的治療等は動物診療施設で行うこととした。このように、動物診療施設が発生地として多大なリスクを負うことなく、積極的に野生動物対策行政に協力できるよう一定のルール作りが必要である。

イ 全国の鳥獣救護において、個人の動物診療施設に持ち込まれる頭羽数は年間1万を超えていると考えられる。ここでの対応が最も重要になるにもかかわらず、今回のマニュアルに一般市民から動物診療施設に持ち込まれる際のガイドラインについて触れていないのは非現実的である。

ウ 各都道府県で鳥獣救護に係るボランティア制度が運用されており、少なくとも数百人規模の獣医師が治療等に従事している。これらの人に対するトレーニングや鳥インフルエンザ発生時の対応等が全く実施されておらず、現在の傷病鳥獣救護の実態とかけ離れている。

エ 都道府県施設等ではなく、動物診療施設において感染が確認された場合の対応について、感染拡大の防止と経営的被害の抑止の観点で何らかの指針を示すべきである。

オ 大半の都道府県においては、野生動物関連行政の分野への獣医師の配置が進んでおらず、検査段階でのスクリーニングや適切な死亡個体の保存等について専門知識を持つ者が極めて少ない。この分野での獣医師の配置を推進すると同時に、非常時に備えて公務員獣医師に対する教育を実施する必要がある。さらに、個々の開業獣医師に対しても、野鳥受け入れ時の感染防御対策や発生時の応援協力等に係る教育研修等を行う必要がある。

カ 保護された野鳥を動物診療施設が受け入れた場合、移動させずにその場で獣医師が感染検査を行ったほうが手早く、個体を移動させないため周囲への感染リスクを低減できる。しかし、すべての獣医師が検査キットを保有しているわけではなく、現状の検査キットは信頼性に問題があるケースもある。

キ 各自治体で本件に係るのはおそらく農政部局であろう。農政部局としては、必ずしも野鳥は管理対象とはならず、鳥インフルエンザを疑う事例の通報があっても、家禽への被害が想定されない限り特段対応は取らないことも十分ありうる。

ク 各都道府県の家畜保健衛生所職員は、農家への立ち入りを日常的に行っているため、

感染リスクのある野鳥の取り扱いは極力避けるのが普通。家畜保健衛生所での検査といっても、感染防御やリスクについての議論が深められていない段階で現場が動くのは困難である。

- ケ 本来、検査等の対応については都道府県が一義的に実施すべきであり、民間施設にリスクを負わせるべきではない。しかしながら、自治体に施設・人員とも十分ではない現状があるならば一定のルールの下で各地の獣医師の協力を求めるしかない。
- コ 動物診療と感染症対策は違う。感染症対策を行うには相応の知識・技術の習得が必要であり、現在の簡易検査キットの信頼性に不安が残る中では、一般の開業獣医師は本来野鳥の取り扱いはすべきではない。現在広く行われているのはとりあえずリスクが低いから、ということに他ならない。
- サ ボランティアの人々も多くかかわる救護の現場において、感染の可能性がある野鳥がどこかの段階でサーベイランスの対象となっていなければ万一トリ・ヒト感染が発生した場合に適切な対応ができない。

(5) 出席者からの、「本マニュアルについて、獣医の位置づけはどうなっているか」との質問に対し、環境省担当官から、「本マニュアルは、野鳥の大量死等の異常事態の発生時を念頭に置いており、その際の都道府県担当者の対応についてまとめたものである。」と発言があった。

(6) 厚生労働省担当官から、以下が説明された。

- ア 本マニュアルは、行政機関との連携を念頭に作成した。各自治体の協力をどのよう
に得るかということを主眼に置いており、個々の獣医師との関係については今後検討
していくこととしたい。
- イ 現状では本マニュアルに係る対応において獣医師は想定していないが、「市町村等」、
「警察署、保健所等」の「等」で獣医師会、動物診療施設を読み込むこともできなく
はないのではないか。
- ウ 通報者として、一般市民等として獣医師も含まれているものと考えられる。本マニ
ュアルにおいては個々の動物診療施設で感染検査を行うことは考えていない。したが
って、施設の閉鎖といった状況も規定されていない。かつては過剰な反応として施設
の閉鎖も考慮したケースもあったかもしれないが、現在ではそうしたことは行われな
い。ただし、持ち込まれた野鳥の鳥インフルエンザ感染が確認された場合には消毒等
必要な措置をとる。
- エ 厚生労働省、環境省には自前の検査機関等がないため、農水省との連携が不可欠と
なる。今後とも3者が連携をとりつつ進めていきたい。
- オ 地方自治体で獣医師の配置が進んでいない現状は中央においても同様である。今後
の対応の中ではできるだけ一般の開業獣医師等の協力をお願いしたいところである。
- カ 感染の疑いのある野鳥を取り扱う場合、PPEの着用で感染リスクは限りなく減ら
せると考えている。

3 野生動物に係る獣医師の就業実態等の調査結果

- (1) 事務局から、日本獣医師会調査結果「各都道府県及び地方獣医師会における野生動物関係事業等の実施状況等について」が資料に基づき報告された。
- (2) 環境省担当官から、「平成 20 年度都道府県の鳥獣保護管理の実施体制に関するアンケート中間集計」が資料に基づき報告された。
- (3) 今後、それぞれの資料を整理し、平成 16 年の状況を調査した平成 17 年度の環境省調査結果と比較しつつ、状況を分析することとされた。

4 委員会報告の取りまとめに向けた検討

- (1) 羽山委員長から、資料に基づき、平成 15 年に日本獣医師会雑誌第 56 巻第 2 号に掲載された「野生動物専門職の現状と今後の課題」から平成 20 年に同第 61 巻第 6 号に掲載された「外来生物問題とその対策への提言」の内容に至るこれまでの委員会での検討の経過について説明された。

- (2) 羽山委員長から、委員会報告全体の構成（骨子案）として、以下が示され、内容が説明された。

ア 多様化・複雑化する野生動物問題

- (ア) バリアフリー化かつグローバル化するヒトと動物の共通感染症
- (イ) 急速に広がる外来生物問題や感染症問題
- (ウ) 捕獲の急増によるゲームミート問題
- (エ) 都市に侵入する大型野生動物
- (オ) 生態系をかく乱するシカ問題
- (カ) 絶滅のおそれのある野生動物の個体保護への対応

イ 野生動物専門職の必要性と獣医師の役割

- (ア) 保全医学の必要性
- (イ) 分野横断的な獣医師の職域確保の必要性
- (ウ) 希少動物保護における動物医療の必要性
- (エ) 野生動物管理における獣医師の必要性
- (オ) 環境やいのちの教育における獣医師の必要性

ウ 野生動物にかかわる獣医師専門職の就業実態

- (ア) 地方獣医師会へのアンケート調査結果
- (イ) 環境省によるアンケート調査結果

エ 野生動物に係る獣医職域の将来像

- (ア) 公衆衛生（食品衛生）分野

- (イ) 家畜衛生分野
- (ウ) 動物医療（福祉）分野
- (エ) 環境（野生動物保護管理）分野
- (オ) 動物園水族館分野
- (カ) 環境教育分野
- (キ) 研究分野

オ 専門職の育成と確保に関する提言

- (ア) 専門職の育成方法（大学教育、卒後教育、専門教育等）
- (イ) 法制度の見直し
- (ウ) 各分野における専門職の配置と確保
- (エ) 社会への情報発信

(3) 羽山委員長から、上記の各項目に対する主な論点等について、資料に基づき説明された。

(4) 今後の報告書取りまとめに向け、全体構成と主な内容は、本骨子案に基づく旨委員により了承された。

(5) 細部について、委員から大要以下の意見が出された。

ア 大学の獣医学教育における野生動物に係る教育について、野生動物医学会によれば1国立大学を除き、何らかの対応をしているとのことであるが、現在の獣医学教育の中では、「生態系」や「個体群」といった概念さえ十分に教育されていないのが実情である。いわゆる「標準的カリキュラム」でも、野生動物に係る内容が十分とはいえない。報告書の中で、これら教育に関する問題にも触れ、教育が大切ということをやうべきである。

イ 「年に侵入する野生動物」について、都市に限らず、農村部においても民家や農作物への被害が深刻化している。動物たちの生息域について、都市部に限らずもう少し広い視点で説明を加えたうえで整理し、都市部にまで被害が及んでいる問題の解決に向けた提言をしてはいかがか。

ウ 「バリアフリー化」について、新興感染症の世界規模での拡大等、本来の伝播経路や風土病としての限定的な発生を超えた流行などについて、具体的に説明する必要がある。たとえば、国内へのアライグマの侵入、定着によって、狂犬病の脅威が拡大していることなどがあげられる。

エ 餌付けやウォッチング等、野生動物とヒトとの関わりは今後とも増加することが予想される。その時の正しい野生動物との関わり方についても、考え方を説明すべきである。

オ 感染症に関する記述は、ア（ア）では共通感染症を中心に、（イ）ではヒトも家畜も関係がないもの（ツボカビ等）を中心にまとめることとする。

カ 「絶滅の恐れがある野生動物に係る記載は、「個体の保護」に偏りすぎないように留意

- する。域外保全も一つの手段であるが、基本は域内保全である。
- キ ア（オ）で、シカ問題が掲げられているが、生態系を攪乱しているのはシカに限らないため、項目名としては「生態系を攪乱する野生動物問題」等としてはいかがか。
- ク ゲームミートについては、捕獲の急増だけではなく、食の多様化の視点からの資源の有効活用という視点も必要。
- ケ 動物園や水族館については、単なる動物の展示だけではなく、野生動物対策の中で果たしうる役割等について記載し、今後の動物園・水族館の在り方について記載してはいかがか。
- コ 野生動物専門職については、野生動物を専門とする職業獣医師とし、社会的に認知され、また役割を果たすよう方向性を示す必要がある。
- サ 「動物医療」と「獣医療」の用語の使い分けについて、法令上は「獣医療」であり「動物医療」と同義であると理解するが、獣医師会として使う用語としては、獣医師の職域の拡大や、人の医療との対比などを考慮し、「動物医療」としている。野生動物対策においても、その対策が「獣」というより「野生の動物」ということを踏まえれば「動物医療」とすることに違和感はないのではないか。
- シ 法令関係の記載の中で、獣医師法第1条についても見直しを含めて提言すべきである。野生動物は飼育動物ではないが、対策にあたる知識と技術を有するのは獣医師のみであり、野生動物対策と人の安心、安全な暮らしとは密接に関わっている。
- ス 獣医師の就業実態について、不足しているのか充足しているのか、今後何が望まれるのか、といったことまで踏み込んで記載すべきである。
- セ 全体構成はよいが、取りまとめ全体のまえがきを整理し、2005年のコウノトリ、今年のトキといった希少種の野生復帰への取り組みにも触れ、具体的に読みやすい事例をあげつつ導入することとしてはいかがか。

VI まとめ

1 今後の委員会報告取りまとめにあたり、以下について了承された。

(1) 骨子案の項目については、本日の検討を踏まえ、文言の修正、項目の入れ替え等適宜対応する。

(2) 各項目の取りまとめ執筆担当の分担は以下のとおりとする。

ア 多様化・複雑化する野生動物問題……………坂庭副委員長

(ア) バリアフリー化かつグローバル化するヒトと動物の共通感染症

(イ) 急速に広がる外来生物問題や感染症問題

(ウ) 捕獲の急増によるゲームミート問題

(エ) 都市に侵入する大型野生動物

(オ) 生態系をかく乱するシカ問題

(カ) 絶滅のおそれのある野生動物の個体保護への対応

イ 野生動物専門職の必要性と獣医師の役割

- (ア) 保全医学の必要性……………渡辺委員
- (イ) 分野横断的な獣医師の職域確保の必要性……………本郷委員
- (ウ) 希少動物保護における動物医療の必要性……………長嶺委員
- (エ) 野生動物管理における獣医師の必要性……………森光委員
- (オ) 環境やいのちの教育における獣医師の必要性……………溝口委員

ウ 野生動物にかかわる獣医師専門職の就業実態……………事務局

- (ア) 地方獣医師会へのアンケート調査結果
- (イ) 環境省によるアンケート調査結果

エ 野生動物に係る獣医職域の将来像

- (ア) 公衆衛生（食品衛生）分野……………坂庭副委員長・本郷委員
- (イ) 家畜衛生分野……………坂庭副委員長・本郷委員
- (ウ) 動物医療（福祉）分野……………高島委員
- (エ) 環境（野生動物保護管理）分野……………須藤委員
- (オ) 動物園水族館分野……………森光委員
- (カ) 環境教育分野……………溝口委員
- (キ) 研究分野……………浅野委員

オ 専門職の育成と確保に関する提言……………羽山委員長

- (ア) 専門職の育成方法（大学教育、卒後教育、専門教育等）
- (イ) 法制度の見直し
- (ウ) 各分野における専門職の配置と確保
- (エ) 社会への情報発信

(3) 各項目の原稿の分量は特に定めないので、必要に応じ、丁寧に書き込んだうえ、最終段階で全体を見渡して調整を行うこととする。

(4) 原稿執筆の締め切りは11月30日とし、事務局あてに原稿を提出する。年内に全体調整を行った上、年明けの早い段階で素案を取りまとめ、1月中旬に次回委員会を開催する。

(5) 報告書のタイトルについては、全体を見た上で次回委員会において決定する。

2 事務局から、10月4日に駒沢オリンピック公園で開催される「2008動物感謝デー in TOKYO」について、来場の案内と広報活動への協力依頼について説明された。

3 羽山委員長から、文部科学省「社会人の学びなおしニーズ対応教育推進プログラム」採択事業、日本獣医生命科学大学野生動物対策専門技術者養成研修パンフレットと獣

医畜産新報への連載記事「タスマニアの野生動物問題とその解決に挑む専門家たち」が配布され、説明された。

- 4 山根会長から、「長時間の議論に感謝する。野生アライグマの全国的拡大、サル、イノシシ、シカ等の野生動物による被害の拡大等が話題となっているが、対策はまだまだ緒についたばかりである。共通感染症対策についても、十分な対策が取られているとはいきれない。我々は動物と共存・共栄していくことを願っている。そのために獣医師がどのような役割を果たせるか、また果たすべきかについて、今後とも議論を深めていきたい。」と挨拶され、会議を終了した。